告

示

道路の位置の指定.....

右

土地改良事業の工事の完了....

出

先機

第三千百三十一号

(水曜日) 九月二日 下成二十一年

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.. (水産振興課)... 規 目 則 次

平成二十一年度青森県一般会計補正予算 (専決第一号) 河川法による兼用工作物の管理..... 要領..... ( 財 政 課 :

(河川砂防課) ...

大間港臨港地区の決定......

三

:

Ħ.

右

同.....

建設業者の許可の取消し.....

公

告

: Ħ.

六 Ħ.

県上県西県三 局域 局域 局域 :

規

(

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

則

平成二十一年九月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第五十四号 青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 青森県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和五十五年一月青森県規則第一号) の一部:

で二千五百万円」に改める。 産庁長官が定めるもの (以下「経営改善取組漁業者団体」という。) 」に、「一台に 業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水 保資金の項において同じ。) 」を削り、「 (経営改善取組漁業者団体」を「 (青年漁 二十トン未満の動力漁船を使用する場合に限る。以下この項及び青年漁業者等養成確 中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長 の事業にあつては、総トン数十トン未満の動力漁船を使用する場合及び青年漁業者が つき千二百万円」を「一台につき二千四百万円」に、「総額で千三百万円」を「総額 官が定めるもの (以下「経営改善取組漁業者団体」という。) が総トン数十トン以上 第二条の表経営等改善資金の項中「 (小型の漁船を使用して行う水産動植物の採捕

この規則は、公布の日から施行する。

示

青森県告示第五百七十一号

第一号)の要領は、 成二十一年八月二十四日専決処分した平成二十一年度青森県一般会計補正予算(専決 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百七十九条第一項の規定に基づき平 次のとおりである。

平成二十一年九月二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

## 平成21年度青森県一般会計補正予算 (専決第1号)

平成21年度青森県一般会計補正予算 (専決第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,104,593千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 725,698,777千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

葴	$\wedge$				
款		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 地	方 交 付 税		206,773,469	1,104,593	207,878,062
1	地方交付	税	206,773,469	1,104,593	207,878,062
歳	入 合	計	724,594,184	1,104,593	725,698,777
歳	出				
款		項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計
2 総	務 費		32,009,478	1,104,593	33,114,071
4	徴 税	費	5,637,773	1,104,593	6,742,366
歳	出合	計	724,594,184	1,104,593	725,698,777

青森県告示第五百七十二号

り公示する。 博との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、 内川河川管理者青森県知事三村申吾と青森市道奥内二 号線道路管理者青森市長鹿内 河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第十七条第一項の規定により二級河川奥 同条第二項の規定によ

え置いて縦覧に供する。 その関係図書は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備

平成二十一年九月二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

河川の名称

二級河川奥内川

河川管理施設の名称又は種類

河川管理施設の位置 左岸堤防

青

青森市大字奥内字川合二の八地先から二の七地内及び地先まで

兀 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市

住所 青森市中央一丁目二二の五

2

代表者の氏名 道路管理者 青森市長 鹿内博

管理の内容

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

1 の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。 道路専用施設 (路面 (路盤までの部分を含む。) 、路肩、 改築、維持又は修繕 道路の附属物その他 ) の新設 (道路の

原則として道路専用施設に係る災害復旧

附属物に係るものに限る。)、

管理の期間

六

平成二十一年八月二十日から道路の存続する日まで

公

## 大間港臨港地区の決定

区の区域を縦覧に供する。 の臨港地区を定めたので、 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十八条第一項の規定により、 同条第八項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地 大間港

平成二十一年九月二日

代表者 大間港港湾管理者 青森県知事 Ξ 青 村 森 申

吾 県

臨港地区の区域

場 所

下北郡大間町大字大間字細間、字大間、字下手道、字割石及び字大間平の各一

2 区域

部

大間地区

だし、河川区域を除く。 基点三四から二七六度三八分五八秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。 た 次の各基点を順次に結んだ線、基点一から三〇一度〇五分三八秒に引いた線、

基点三 基点 下道三角点 (北緯四一度三一分〇二秒東経一四〇度五四分一九秒) 基点二から二九度〇六分二二秒九二・八メートルの地点 基点一から三九度三六分三九秒一八・五メートルの地点 から三五一度〇一分二九秒一〇九六・八メートルの地点

基点五 基点六 基点四 基点五から五九度一九分四六秒一一・三メートルの地点 基点四から三九度一○分二七秒六一・七メートルの地点 基点三から一六度○○分四○秒四八・八メートルの地点

基点八 基点七 基点七から一五二度四二分四三秒六・八メートルの地点 基点六から九二度一四分三七秒四八・一メートルの地点

基点九 基点八から一一一度四九分四五秒三八・四メートルの地点

基点一一 基点一〇 基点一一から三四二度〇三分三七秒二九・七メートルの地点 基点一○から六三度三七分三三秒二四・一メートルの地点 基点九から一八八度三六分四四秒五○・六メートルの地点

基点一三

基点一二から六九度五五分一二秒四二・一メートルの地点

(\_\_\_) 基点二四 基点 基点 基点 基点一七 基点三 基点三二 基点二八 基点 基点二 基点一九 基点一八 基点一六 基点三四 基点三〇 基点二九 基点二七 基点二六 基点二五 基点三三  $\overline{\circ}$ 五 兀 基点 基点一 基点 基点 基点 基点三一から三一九度○七分○四秒二九・三メートルの地点 基点三○から二七三度四○分二七秒六・六メートルの地点 基点 基点──から三四度一二分○六秒五六・九メートルの地点 基点一七から一二一度一九分一九秒一三・○メートルの地点 基点一六から七三度五三分○八秒一二・七メートルの地点 基点─五から三三五度二三分─五秒八・○メートルの地点 基点一四から六六度一六分五○秒二五・四メートルの地点 基点三二から三二七度〇二分三二秒二二・五メートルの地点 基点二九から三三九度○七分四七秒四九・四メートルの地点 基点二八から二五二度二五分二八秒二・二メートルの地点 基点二七から三三八度二三分一七秒六一・八メートルの地点 基点二六から二五度○六分四八秒六・三メートルの地点 基点二二から二六度三七分五五秒七五・五メートルの地点 基点─三から─五七度○六分─二秒三・三メートルの地点 基点三三から五四度二四分三七秒三五・四メートルの地点 |三から八度|五分|七秒|〇〇・九メートルの地点 |五から三五| 度四六分〇〇秒二九・二メートルの地点 |○から八度三五分二||秒||二・六メートルの地点 一四から四度四八分二四秒三四・七メートルの地点 九から一〇三度四七分二三秒一一・七メートルの地点 八から五九度〇三分〇四秒四三・七メートルの地点

基点一三から二五八度二二分〇二秒に引いた線及び水際線に囲まれた区域。 基点三 基点二 基点一 基点七 基点六 基点五 基点四 次の各基点を順次に結んだ線、 日和山三角点 (北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分三六 基点六から三一度二七分○一秒一六四・○メートルの地点 基点五から一四度四二分〇一秒六六・二メートルの地点 基点四から二七七度二三分○九秒八三・六メートルの地点 基点三から○度五九分三○秒Ⅰ・七メⅠトルの地点 基点二から二七七度○九分五四秒三三・○メートルの地点 基点一から二度二五分一七秒六・四メートルの地点 から三三〇度四三分四一秒一三六・六メートルの地点 基点一から二七八度○四分一七秒に引いた線

> 最内別也区 最点八 基点一二から三三八度三四分五一秒七三・〇メートルの地点 基点一 基点一一から三二五度四二分四三秒二八・七メートルの地点 基点一 基点一一から三二五度一〇分三〇秒七五・八メートルの地点 基点一 基点一から三五四度〇八分五九秒三四・四メートルの地点 基点 基点 三 基点一から三五四度〇八分五九秒三四・四メートルの地点

次の各基点を順次に結んだ線及び基点一と基点二〇とを結んだ線により烏の間地区

 $(\equiv)$ 

| 基点|| 日和山三角点 (北緯四一度三一分五四秒東経一四〇度五四分三六れた区域。

囲ま

基点一六 基点一四 基点八 基点九 基点七 基点六 基点五 基点四 基点三 基点 基点一八 基点一七 基点一五 基点一三 基点一二 基点一一 基点一〇  $\overline{\bigcirc}$ 基点 基点 基点──から四○度三○分─七秒三○・○メートルの地点 基点│○から三四度○○分○三秒二○・五メートルの地点 基点一六から八九度一八分三五秒二二・二メートルの地点 基点 | 五から三五九度五二分三九秒 | ○・八メートルの地点 基点─二から四二度五一分○三秒二二・六メートルの地 基点九から三○五度○九分二○秒一○・○メートルの地点 基点|九から二|九度五|分|四秒||七・八メートルの地点 基点|八から|九|度五三分|七秒四七・|メー トルの地点 基点 | 三から二〇度四二分五一秒 | 三三・七メートルの地点 基点八から二四度○四分二九秒九・七メートルの地点 基点七から一二六度二三分五八秒七九・九メートルの地点 基点六からⅠ四五度五Ⅰ分五六秒五○・○メⅠトルの地点 基点五から五七度四五分一五秒一六・九メートルの地点 基点四から三三七度三一分三七秒九・三メートルの地点 基点三から六七度一○分三六秒四・五メートルの地点 基点二から三三七度一○分三○秒三五・○メートルの地点 基点Ⅰから三○六度二三分四三秒ⅠⅠ○・六メⅠトルの地点 から三五八度一四分二三秒一〇三九・八メートルの地点 一四から三五一度三一分二七秒一四・〇メートルの地点 一七から一八一度五三分二五秒六二・八メー トルの地点

面 積

3

七・〇四ヘクタール

兀

青森県県土整備部港湾空港課 下北地域県民局地域整備部 建設業者の許可の取消し

縦覧場所

五 四 Ξ

許可番号

青森県知事許可

(般 一八) 第八二七〇号

主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字倉石中市字中平五四

取消年月日 平成二十一年八月六日

六

取消しに係る建設業の許可

七

取消しの原因となった事実

建築、

管工事業に係る一般建設業の許可

る

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

平成二十一年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年九月二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社杉信興業

Ξ 代表者の氏名 菊池 政巳

許可番号 青森県知事許可 (般 二〇) 第三〇〇三八九号 主たる営業所の所在地
ハ戸市大字是川字雨長根七

五 取消年月日 平成二十一年七月二十四日

取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九 条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十一年四月二十五日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年九月二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社正和建設工業

代表者の氏名 村越 正和

(

出 先 機

関

土地改良事業の工事の完了

二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。 桜沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和

平成二十一年九月二日

三八地域県民局長

堀

内

芳

男

県営土地改良事業の名称

工事完了年月日 ため池等整備事業

=

平成二十一年六月二十三日

土地改良事業の工事の完了

二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。 鍋川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、 土地改良法 (昭和

平成二十一年九月二日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄 位

置

延

툱

工事完了年月日 ため池等整備事業 県営土地改良事業の名称 平成二十一年三月十一日

上北地域県民局告示第二号

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月二日

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

丸 井 幸

悦

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 上北地域県民局長

ルニ・六五メート 六・〇〇メートル 幅 員 — 平 ≕成 指定年月日 **小** -